

令和元年6月28日
31交総第495号
一部改正 令和3年3月31日
2交総第1469号

東京都交通局政策連携団体の指導監督等に関する要綱

第1 目的

この要綱は、東京都交通局政策連携団体等に対する交通局（以下「局」という。）が行う指導監督その他の関与等に関して基本的な事項を定め、東京都交通局政策連携団体等との連携・協力関係を通じて局が掲げる政策の実現を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において、東京都交通局政策連携団体（以下「局政策連携団体」という。）とは、東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）第2 1で定める東京都政策連携団体のうち、局が所管するものをいう。
- 2 この要綱において、交通局事業協力団体（以下「局事業協力団体」という。）とは、東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱第2 2で定める事業協力団体のうち、局が所管するものをいう。

第3 指定及び指定解除

- 1 局政策連携団体等の指定及び指定解除については、総務局長が行う東京都政策連携団体及び事業協力団体の指定及び指定解除をもって行ったものとみなす。
- 2 局政策連携団体等の指定及び指定解除に係る事務手続等については、別に定めるものとする。

第4 指導監督等に係る事務分掌

- 1 局政策連携団体に対する直接的な指導監督及び局事業協力団体への関与に関する事務は、交通局長（以下「局長」という。）が処理するものとする。
- 2 局長は、総務局長から局政策連携団体の事業、収支、当該団体に係る都の予算の要求及び執行等に関して報告を求められた場合、当該団体に対し、調査し、これを行う。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、局長は、総務局長から局政策連携団体の

運営について、都政運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとして、当該団体の運営等に関して報告を求められた場合、当該団体に対し、運営等に関して調査し、これを行う。また、その結果を踏まえ、是正等の措置を講じるよう求められた場合、これを行う。

- 4 1 及び 2 の局政策連携団体等に対する指導監督等に関する事務のうち、別に定める特に重要な事項については、総務局長に協議の上、政策連携団体改革推進委員会設置要綱（平成 31 年 3 月 26 日付 30 総行革監第 94 号）に基づき設置される政策連携団体改革推進委員会に付議するものとする。

第 5 指導監督等

1 局政策連携団体に対する指導監督

- (1) 局長は、局の政策実現に向け、局政策連携団体の適正かつ効率的な運営を確保し、自律的経営を促進するため、法令その他の規程で定められているもののほか、別に定めるところにより、必要な指導監督を行うものとする。
- (2) 局長は、局政策連携団体に対し、事業及び収支等に係る調査を行い、又は報告を求めるなど、当該団体の業務運営の状況の把握に努めるものとする。
- (3) 局長は、毎年度、別に定めるところにより、局政策連携団体の運営状況について、総務局長に報告するものとする。
- (4) 局長は、指導監督事務を的確に行うため、局政策連携団体との間に「業務運営に関する協定」を締結するものとする。

2 局事業協力団体への関与

- (1) 局長は、局事業協力団体に対し、法令その他の規程に定めるところにより適切な関与を行うほか、当該団体との協力強化に向け、必要な関与を行うものとする。
- (2) 1 (3) の規定は、局事業協力団体に準用する。この場合において、1 (3) の規定中「局政策連携団体」とあるのは、「局事業協力団体」と読み替えるものとする。
- (3) (2) の規定にかかわらず、局長は、総務局長から局事業協力団体の運営に関する報告を求められた場合、当該団体に対し報告を求め、これを行う。

第 6 局政策連携団体の設立

- 1 局政策連携団体の設立については、既存団体の活用などにより、極力抑

制するものとする。

- 2 局政策連携団体の設立に係る基準、事務手続等については、別に定めるものとする。

第7 都の財政支出

- 1 局政策連携団体に対する財政支出については、その事業の内容が公共性、公益性を有し、かつ事務事業の執行が効率的、効果的に行われるものである場合に行うものとする。
- 2 財政支出を行う基準については、別に定めるものとする。

第8 経営目標評価制度

- 1 経営目標評価制度は、局政策連携団体の経営状況等を的確に把握し、これを適正に評価することにより、当該団体の自律的経営を促進するとともに、当該団体の経営責任及び所管局の指導監督責任を明確にすることを目的とする。
- 2 経営目標評価制度の内容等については、別に定めるものとする。

第9 役員業績評価制度

- 1 役員業績評価制度は、役員の業績を的確に把握し、これを適正に評価するとともに評価結果を役員人事及び役員報酬に反映させることにより、局政策連携団体の自律的経営及び経営改革の促進に資することを目的とする。
- 2 役員業績評価制度の内容等については、別に定めるものとする。

第10 情報公開の推進

局政策連携団体の情報公開については、当該団体の自主的な取組を基本として、その推進を図るものとする。

第11 情報セキュリティ対策

局政策連携団体の情報セキュリティ対策については、電子情報及び文書を対象として、情報セキュリティポリシーを策定するなど、必要な対策を実施するものとする。

第12 ガバナンスの強化及びコンプライアンスの確保等

局長は、政策連携団体のガバナンスの強化、コンプライアンスの確保等について、意思決定の透明性・公正性の確保、法令及び社会規範の遵守等を図るため、別に定めるところにより、必要な指導監督を行うものとする。

第13 備付書類

局長は、局政策連携団体に対する指導監督をより適切なものとするために、次に掲げる書類を備え付け、整理しておくものとする。

- (1) 定款
- (2) 基本的諸規程
- (3) 役員及び幹部職員名簿
- (4) 現年度及び過去5年間の予算及び決算に関する書類
- (5) 財産目録、事業報告書、事業計画書等、その他指導監督に必要な書類

第14 持株会社に対する指導監督

局長は、局政策連携団体のうち持株会社に対しては、当該持株会社とその子会社を全体として一つの局政策連携団体と捉え、適切に指導監督を行うものとする。

第15 関連規程

局政策連携団体の指導監督に係る事務処理については、この要綱で定めるほか、東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準（平成31年3月19日付30総行革監第93号）、東京都政策連携団体等指定等事務要領（平成31年3月19日付30総行革監第95号）、東京都政策連携団体経営目標評価制度実施要領（平成31年3月20日付30総行革監第102号）、東京都政策連携団体役員業績評価制度実施要領（平成31年3月20日付30総行革監第103号）、東京都政策連携団体の契約に関する指導監督指針（平成31年3月27日付30総行革監第113号）及び東京都政策連携団体のガバナンスの強化等に関する指導監督指針（令和3年3月29日付2総行革経第100号）の定めを準用する。その際、各規定中の「東京都政策連携団体」は「局政策連携団体」と、「事業協力団体」は「局事業協力団体」と、「政策連携団体等」は「局政策連携団体等」と、「局長等」は「局長」と読み替える。

附 則

（施行日）

- 1 この要綱は、令和元年6月28日（以下「施行日」という。）から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（準備行為）

- 2 第5 1に規定する局政策連携団体との間に「業務運営に関する協定」を締結する事務は、施行日前においても行うことができる。この場合において、

第4-4に規定する別に定める委員会は、東京都監理団体指導監督要綱（平成9年3月31日付8総総行第201号）第4-3に定める監理団体改革推進委員会とし、当該指定及び指定解除並びに締結された当該協定の効力は、施行日から生ずるものとする。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行日前に東京都交通局監理団体指導監督要綱その他の規程に基づき交通局が所管する監理団体に対してなされた指導監督その他の行為については、局政策連携団体に対してなされたものとみなす。

（東京都交通局監理団体指導監督要綱の廃止）

- 4 東京都交通局監理団体指導監督要綱は、廃止する。

附 則

（施行日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。